各 位

会 社 名 株式会社アプラスフィナンシャル
 代表 者 名 代表取締役社長 野口 郷司
 (コード番号 8589 大証第一部)
 本社事務所 東京都新宿区新小川町4番1号

問合せ責任者 執 行 役 員 企業戦略部長 礒野 浩伸

# 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月8日開催の当社取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について、本年6月28日開催予定の第57回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、定款の一部変更については、普通株主、B種優先株主、D種優先株主、G種優先株主及びH種優先株主に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

記

- I. 単元株式数の変更について
  - 1. 変更の理由

全国証券取引所が、投資家の利便性向上を図るため売買単位を 100 株へ集約することを目的に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を 500 株から 100 株に変更するものであります。

2. 単元株式数の変更の内容 普通株式及び各種の種類株式の単元株式数を 500 株から 100 株に変更する。

3. 変更予定日

平成24年7月1日

4. 変更の条件

平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 57 回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件としております。

- (参考) 上記変更に伴い、平成 24 年 7 月 1 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 500 株から 100 株に変更されます。
- Ⅱ. 定款の一部変更について
  - 1. 変更の理由
  - (1) 資金決済に関する法律(平成 21 年法律第 59 号)に対応するため、定款第 2 条の事業目的を一部変更するものであります。

(変更定款案第2条)

- (2) 上記のとおり、単元株式数を 500 株から 100 株に変更するものであります。 (変更定款案第8条、第12条の2、第12条の3、第12条の4及び附則)
- (3) 株式会社新生銀行との業務・資本提携直後の平成17年2月28日に発行されたD種優先株式につきましては、発行から7年が経過し、これまで年率4%であった配当率が平成24年4月以降は増加することや、 未払配当金が将来に渡り繰り越される累積型であることなど、配当条件などにおいて他の優先株式とは 異なる特徴を有しております。

D種優先株式を発行して以降の事業環境は、貸金業法や割賦販売法などの業法改正や、決済手段の多様化に伴う業界内の競争激化など、急速に変化してまいりました。また、金融資本市場におきましても、 米国のサブプライム問題に端を発した世界的な金融危機や、依然動揺が続く欧州債務問題などの影響により、不透明感のより強い状況となってまいりました。

当社グループにおきましては、株式会社新生銀行を中心とする安定的な資本構成のもと、業法改正に対応し、事業構造の抜本的な転換にいち早く取り組み、主力のクレジットカード事業やショッピングクレジット事業を中心に、安定的な事業基盤の構築に努め、一定の成果を挙げてまいりました。

今後につきましても、安定した事業基盤をベースに、既存の事業を複合的に発展させる形で、新たなビジネスモデルの構築に努める所存であります。そのためには、財務基盤の一層の強化を図ることが必要と判断し、D種優先株式の条件を見直し、現在の事業環境に即した内容に変更するものであります。また、D種優先株式の条件変更に伴う所要の変更及び誤字の訂正を行うものであります。

(変更定款案第12条、第12条の2、第12条の3、第12条の4及び第12条の5)

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程 (予定)

定時株主総会

平成 24 年 6 月 28 日

普通株主に係る種類株主総会

平成 24 年 6 月 28 日

B種、D種、G種及びH種優先株主に係る種類株主総会(書面決議) 平成 24 年 6 月 28 日 定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日 (ただし、単元株式数の変更を除く。)

なお、本件は、定時株主総会において承認されること、ならびに、普通株主、B種優先株主、D種優先株主、G種優先株主及びH種優先株主による各種類株主総会において関連する議案が承認されることを条件とします。

以上

本件に関する報道機関からの問い合わせ先 企業戦略部 TEL 03-5229-3986 金崎

変更定款案  第1章 総 則  条 (目 的) 当会社は、下の事業を営むことを目的とする。 1.~7. (現行のとおり) 8. 自家型及び第三者型前払式支払手段の発行及び販売務。  9. ~15. (現行のとおり) 第2章 株 式  条 (単元株式数) 当会社の単元株式数は、全部の種類の株式について、1(株とする。  2条 (B種優先株式) (現行のとおり) (B種優先配当金) 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎1業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」いう。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「
条 (目 的) 当会社は、下の事業を営むことを目的とする。 1.~7. (現行のとおり) 8. 自家型及び第三者型前払式支払手段の発行及び販売務。  9.~15. (現行のとおり) 第2章 株 式 条 (単元株式数) 当会社の単元株式数は、全部の種類の株式について、10株とする。 2条 (B種優先株式) (現行のとおり) (B種優先配当金) 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎3年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」
当会社は、下の事業を営むことを目的とする。  1. ~ 7. (現行のとおり)  8. 自家型及び第三者型前払式支払手段の発行及び販売務。  9. ~15. (現行のとおり)  第2章 株 式  条 (単元株式数) 当会社の単元株式数は、全部の種類の株式について、1(株とする。  2条 (B種優先株式) (現行のとおり) (B種優先配当金)  1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されてる B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」
第2章 株 式  条 (単元株式数) 当会社の単元株式数は、全部の種類の株式について、1 株とする。  ②条 (B種優先株式) (現行のとおり) (B種優先配当金) 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されてるB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」
第2章 株 式  条 (単元株式数) 当会社の単元株式数は、全部の種類の株式について、1 株とする。  ②条 (B種優先株式) (現行のとおり) (B種優先配当金) 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されてるB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」
条 (単元株式数) 当会社の単元株式数は、全部の種類の株式について、1 株とする。 ②条 (B種優先株式) (現行のとおり) (B種優先配当金) 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎 業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されて るB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」
2条 (B種優先株式) (現行のとおり) (B種優先配当金) 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されてるB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」
(現行のとおり) (B種優先配当金) 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されてるB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」
1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎 業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されて るB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」
種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主 は普通登録株式質権者に先立ち、1 株につき年100円 限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決 で定める額の期末配当(以下「B種優先配当金」と う。)を行う。
②~③ (現行のとおり)
2. ~10. (現行のとおり)
2条の2 (D種優先株式)
(現行のとおり) (D種優先配当金)
1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されてるD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」いう。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主しくは普通株式の登録株式質権者、B種優先株主若くはB種優先登録株式質権者、又は当会社の発行すその他のいかなる種類の株式(ただし、G種優先株式びH種優先株式を除く。以下上記普通株式及び各種株式を総称して「D種優先株式に劣後する株式」とう。)に先立ち、本項第4号の金額の期末配当(以下「種優先配当金」という。)を行う。
②~③ (現行のとおり)
④ 2005年3月31日に終了する事業年度に関しては、1につきD種優先配当金として2,000円(以下「D種清価値」という。)に4%を乗じた金額に、当該D種優株式の発行日(同日を含む。)から2005年3月31日(同を含む。)までの実日数で日割計算(365日)して算出れた金額を支払う。2005年4月1日(同日を含む。)から2012年3月31日(日を含む。)までの間に終了する各事業年度に関しは、1株につきD種優先配当金として、D種優先株又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額支払うものとする。 2012年4月1日(同日を含む。)から2019年3月31日(日を含む。)までの間に終了する各事業年度(ただし2013年3月31日(同日を含む。)から2019年3月31日(日を含む。)に終了する事業年度除く。)に関しては、1株につきD種優先配当金として D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して

変更定款案

2012年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、<u>各事業年度の</u>1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値と<u>累積未払配当金額との合計額</u>にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。

「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i)直近の4 月1日及び10月1日(ただし、該当日がロンドンにお いて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営 業を行っている日であり、かつ<u>当該</u>レートが<u>存在する</u> 日(以下「ロンドン営業日」という。)でない場合には 翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在の円 6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・ レート(<u>6ヶ月</u>円LIBOR(360日ベース))として Telerate Systemsスクリーン3750ページ(取得できな い場合は代替ページ)に表示される各数値の平均値、 (ii) 4%からD種優先株式発行日の2東京営業日(東 京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下 同じ。)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・ レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systems スクリーン17143ページに表示される期間7年に対応 するスワップ・レート(以下かかるスワップ・レート を「D種発行日スワップレート」という。)を差し引 いた率及び(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先 株式増加配当率は%未満小数第4位まで算出し、その 小数第4位を四捨五入する。

(累積条項)

2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積するものとする。

累積未払配当金はD種優先配当金及びD種優先株式 に劣後する株式に先立って支払われるものとする。

3. (省略)

(残余財産の分配)

4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に 劣後する株式の株主若しくは登録株式質権者に先立 ち、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対 し、D種優先株式1株につき1株当たりのD種優先株 式取得価格(第9項に定義する。)を支払う。

② (省略)

(議決権)

- 5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 ただし、D種優先株主は、定時株主総会に優先配当金 の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはそ の総会のときから、その議案がその定時株主総会にお いて否決されたときはその総会の終結のときから、優 先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるとき までD種優先株式 500株あたり 1 議決権を有する。
- ② 当会社は、法令の定めに従い、毎年の定時株主総会に、 <u>D種優先株式の優先配当の支払いに関する議案を提</u> 出するものとする。

6. ~7. (省略)

(D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される 普通株式)

- 8. D種優先株主は、2012年4月1日ならびにこれ以降の 各年の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日(以 下本項において「取得日」という。)において、下記 条件により、その有するD種優先株式を当会社が取得 し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよ う請求することができる。
- ② 前号の請求により、D種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当会社が当該株主に交付すべき当会社の普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端

銭を支払うものとする。

2019年4月1日以降に終了する各事業年度に関しては、1株につきD種優先配当金として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、D種清算価値にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。

「D種優先株式増加配当率」の定義は、(i)直近の4 月1日及び10月1日(ただし、該当日がロンドンにおい て銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業 を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可 能な日(以下、本項において「ロンドン営業日」という。) でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午 前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物 (360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン 3750ページ(又はその承継ページ)に表示される各数値 の平均値、(ii)1.5%からD種優先株式条件変更日(以 下に定義)の2東京営業日(東京において、銀行が営業 を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前 10時現在の東京スワップ・レファレンスレート (T. S. R.) としてTelerate Systemsスクリーン17143ペー ジ(又はその承継ページ)に表示される期間7年に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の 東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)を取得で きない場合には、当該レートを取得できる直後の東京 営業日における当該レートとする。)(以下かかるスワップ・レートを「D種発行日スワップ・レート」という。)を差し引いた率及び(ii)1.5%を合計した率とす る。D種優先株式増加配当率は%未満小数第4位まで 算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(非累積条項)

2. ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

3. (現行のとおり)

(残余財産の分配)

- 4. 当会社の残余財産を分配するときは、D種優先株式に 劣後する株式の株主若しくは登録株式質権者に先立 ち、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、 D種優先株式1株につき(i)D種清算価値、(ii)D種 最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2019年3月31日 以前に残余財産の分配が行われる場合には、D種早期 取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を支払 う。ただし、本項の目的上、D種最終配当金額及びD 種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分 配が行われる日」と読み替えるものとする。
- ② (現行のとおり)

(議決権)

5. D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 ただし、D種優先株主は、定時株主総会に優先配当金 の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその 総会のときから、その議案がその定時株主総会におい て否決されたときはその総会の終結のときから、優先 配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで D種優先株式 100株あたり1議決権を有する。

(削除)

- 6. ~ 7. (現行のとおり)
  - (D種優先株式の取得請求権及び引換えに交付される 普通株式)
- 8. D種優先株主は、2015年<u>6</u>月1日以降<u>いつでも</u>、下記 条件により、その有するD種優先株式を当会社が取得 し、これと引換えに、当会社の普通株式を交付するよ う請求することができる。
- ② 前号の請求により、D種優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当会社が当該株主に交付すべき当会社の普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額(以下に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未

数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調 整は行わない。

## (1) D種優先株式交付価額

取得日における交付価額は、当該取得日に先立つ45取 引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所に おける普通株式の取引日(以下本項において「算出期 間」という。)における各取引日の出来高加重平均価格 (以下「VWAP価格」という。)として大阪証券取引 所において公表される価格(大阪証券取引所において VWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の 東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグ が提供する普通株式のVWAP価格とし VWAP価格が当該取引日に提供されない場合には 当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値 (気配表示を含む。)とする(以下VWAP価格及びこ に代替する数値を「参照価格」という。))の単純平均 価格に相当する金額とする(以下「D種優先株式交付価 額」という。)。ただし、D種優先株式交付価額の計算 は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位 を四捨五入する。

# (2) 参照価格の調整

(イ) 上記D種優先株式交付価額の算出にあたっては、 期間の初日(同日を含む。)から関連する取得日(同日を 含む。)までの期間(以下「調整期間」という。)におい 下記の公式で計算すると参照価格が下落すること となる対価で、当会社が普通株式を発行若しくは交付 した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若しくは交付 したとみなされるときにはいつでも(株式分割の場合 はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株 式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取 得させることができる証券(権利)、その他同様の権利 を行使した時点での普通株式の発行は除外される。)、 D種優先株式交付価額の計算に先立ち、かかる発行若 しくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参 照価格は以下のように引き下げられるものとする(以 下「調整後<u>参照価格</u>」という。)。調整後<u>参照価格</u>は円 位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨 五入する。

当会社の受領対価 発行前のみなし 発行済み普通株式数 時価

発行後のみなし発行済み普通株式数

「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後(上 記のとおり、調整期間中に発行若しくは交付される、 又はそのようにみなされる当会社の普通株式も含 む。)の発行済み普通株式数(普通株式を対象とする新 株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券 (権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、 その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったも のとして計算される。)を意味するものとするが、当 会社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは 保有されている普通株式は一切含まれないものとす

「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株 式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対 価として当会社が受け取った、あるいは受け取ること になっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な 時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株 予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券 (権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、 その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、 それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは 受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の 対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている 場合には、時価の決定目に先立つ45取引目に始まる30 取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の 1株当たり終値(気配表示を含む。)の単純平均価格 (終値のない日は除く。)、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当会社の取締役会が誠意をも って決定する普通株式の公正な時価を意味するもの とする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

# (ロ)新株予約権の発行

当会社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式

#### 変更定款案

満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金に よる調整は行わない。

## (1) D種優先株式交付価額

当初のD種優先株式交付価額は、当会社にD種優先株 式の条件変更を認める当会社の定款の変更を株主が 決議した日(2012年6月28日、以下「D種優先株式条件 変更日」という。)の直前の取引日の大阪証券取引所 における普通株式の終値(気配表示を含む。)とする (以下「D種優先株式交付価額」という。)。ただし D種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位 まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

# (2) <u>D種優先株式交付価額</u>の調整

(イ)下記の公式で計算すると<u>D種優先株式交付価額</u>が下落 することとなる対価で、当会社が普通株式を発行若し くは交付した、あるいは本号(2)(ロ)に従い発行若し くは交付したとみなされるときにはいつでも(株式分 割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、 普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若し くは取得させることができる証券(権利)、その他同様 の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外され る。)、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、D種優 先株式交付価額は以下のように引き下げられる<br />
ものと する(以下「調整後<u>D種優先株式交付価額</u>」という。)。 調整後D種優先株式交付価額は円位未満小数第2位ま で算出し、その小数第2位を四捨五入する。

当会社の受領対価 発行又は<u>交付</u>前のみなし発 + -行済み普通株式数 調整後 <u>D種優先株式</u> = <u>D種優先株式交</u> x 京付価額 時価 発行又は交付後のみなし発行済み普通株式数

> 「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後の 発行済み普通株式数(普通株式を対象とする新株予約 権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利) 若しくは取得させることができる証券(権利)、その他 同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとし て計算される。)を意味するものとするが、当会社あ るいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有さ れている普通株式は一切含まれないものとする。

> 「当会社の受領対価」とは、該当する当会社の普通株 式の発行若しくは交付により、当会社の普通株式の対 価として当会社が受け取った、あるいは受け取ること になっている現金の額、及び現金以外の対価の公正な 時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株 予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券 (権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、 その他同様の権利を発行若しくは交付した場合には、 それらの行使により、当会社が受け取った、あるいは 受け取ることになっている現金の額、及び現金以外の 対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

> 「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている 場合には、<u>調整後D種優先株式交付価額を適用</u>する日 に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引 所における普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表 示を含む。)の単純平均価格(終値のない日は除く。)、 (ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当 会社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の 公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円 位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四 捨五入される。

# (ロ)新株予約権の発行

当会社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式

の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、その他同様の権利を行使により発行可能若しくは交付可能な普通株式の発行若しくは交付可能な必の権利により当初条件に従い発行若しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、あるいはその他同様の権利の発行日若しくは交付日に発行若しくは交付されたものとみなす。

## (ハ)株式分割

株式分割によって普通株式が発行された場合、上記<u>整</u>照価格の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。

#### (二)配当その他の分配

当会社が、<u>調整期間中に、</u>普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合(ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。)、D種優先株式取得価額はかかる配当の1株あたり金額(若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の一株あたりの公正市場価格)に相当する額を減額する。

## (ホ)その他取締役会が定める調整

本項(2)(イ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(i)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(ii)参照価格を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断する参照価格に調整されるものとする。

## (へ)解釈

この本項に不明瞭な点がある場合、又は<u>取得</u>価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会が<u>参照価格</u>の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに<u>参照価格</u>を調整する権利を有するものとする。

## (新設)

(当会社による取得条項)

9. 当会社は、201<u>0</u>年4月1日(同日を含む。)以降<u>随</u>時、 取締役会の決議により定める日(以下本項において 「取得日」という。)をもって、D種優先株主又はD 種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に 事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全て 若しくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先 株式1株につき、D種優先株式取得価格(以下に定義) 相当額の金銭を交付することができる。

「D種優先株式取得価格」は、(i)D種清算価値、(ii) 取得の対象となるD種優先株式にかかる累積未払配

#### 変更定款案

の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、その他同様の権利を発行、若しくは交付する場合、かかる発行若しくは交付を、当該新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又はその他同様の権利を行使により発行可能者とみなし、これらの権利により当初条件は従い発行若しくは交付可能な数の当会社の普通株式が、かかる新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)、又はその他同様の権利の発行日若しくは交付目に発行若しくは交付されたものとみなす。

# (ハ)株式分割

株式分割によって普通株式が発行された場合、上記<u>D</u>種優先株式交付価額の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする

## (二)配当その他の分配

当会社が、普通株式に関し、配当を支払若しくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合(ただし、本項において該当しないとされる株式分割及び株式配当を除く。)、D種優先株式<u>交付</u>価額はかかる配当の1株あたり金額(若しくは現金以外による配当若しくは分配の場合において、当会社の取締役会で合理的に決定された当該配当及び分配の一株あたりの公正市場価格)に相当する額を減額する。

## (ホ)その他取締役会が定める調整

本項(2)(イ)乃至(二)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii)<u>D種優先株式交付価額</u>を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後<u>D種優先株式交付価額</u>の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当会社の取締役会が適当と判断するD種優先株式交付価額に調整されるものとする。

## (へ)解釈

この本項に不明瞭な点がある場合、又は<u>D種優先株式</u>交付価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当会社の取締役会が<u>D種優先株式交付価額</u>の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当会社の取締役会は、この本項の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに<u>D種優先株式交付価額</u>を調整する権利を有するものとする。

# (当会社の普通株式を対価とする取得条項)

- 9. 当会社は、2015年6月1日(同日を含む。)から2017年5月31日(同日を含む。)までの期間、当会社の取締役会決議により定める日をもって、D種優先株主及びD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数の当会社の普通株式の時価(上記通知の送付日付で前項第2号(2)(イ)に定めるところに従い計算されたもの。)がその時点で有効なD種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。
- ② <u>D種優先株式の一部につき、本項に基づく取得を行う</u> 場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。 (当会社による取得条項)
- 10. 当会社は、いつでも(ただし、2017年6月1日以降に限る。)、取締役会の決議により定める日(以下本項において「取得日」という。)をもって、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みD種優先株式の全て若しくは一部を取得し、当該取得と引換えにD種優先株式1株につき、D種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。

「D種優先株式取得価格」は、(i)D種清算価値、(ii) <u>D種</u>最終配当金額(以下に定義)及び(iii)201<u>9</u>年3月 当金、(iii) 最終配当金額(以下に定義)及び(iv)2012 年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D 種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する 額とする

「最終配当金額」とは、(i)2012年3月31日以前に<u>おいて</u>は、D種清算価値に<u>4</u>%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額、又は、(ii)2012年4月1日以降に<u>おいて</u>は、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度制月から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)フた金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全ての中間配当金額が差し引かれるものとする。

「D種早期取得費」とは、(i)D種清算価値に、(ii) D種発行日スワップレートから取得日の5東京営業 日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファ レンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスク リーン17143ページに表示される、取得日から2012年 3月31日までの期間(本項において「取得費計算期間」 という。)に対応するスワップレート(取得日が2011 年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン 営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンド ノ・インター・バンク・オファード・レート(円 LIBOR(360日ベース))として、Telerate Systemsスク リーン3750ページ(取得できない場合は代替ページ) に表示される数値とする。)(対応する期間がない場合 は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(た だし、かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計 算によって得られた率は0とする。)を乗じた額に、 (iii)取得日から2012年3月31日(同日を含む。)までの 実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額 とする。なお、D種優先株式取得価格、最終配当金額 及びD種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出 し、その小数第4位を四捨五入する。

② (省略)

(株主による取得請求)

- 10. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株主は、D種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。
- ② 前号にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるD種優先株式の取得の取得日に有効なD種優先株式取得価格に相当する額とする。

(株主による取得請求及び当該取得と引換えに交付される普通株式又は金銭)

- 11. 当会社の、ある事業年度末若しくは第2四半期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末若しくは第2四半期末における財務諸表が決算短信若しくは第2四半期決算短信において公表された場合には、D種優先株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、又は、当該事業年度末若しくは第2四半期決算短信が公表されなかった場合には、当該90日の経過後30日以内(以下本項において上記各期間を「請求期間」という。)に、当会社に対して、法律によって許容される範囲で、当会社に対して、法律によって許容される範囲で、当会社の選択により(i)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、又は(i)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、又は(i)D種優先株式を取得し当該取得と引換えに登載を受付すること、のいずれかを行うことを請求することができる。
- ② 前号(i)により普通株式が交付される場合は、本条第 8項の取得日を請求期間満了後16営業日以内で当会 社の取締役会で定める日と読替えて算出されるD種 優先株式交付価額で、請求されたD種優先株式のD種 清算価値の総額を除して得られる数の当会社の普通 株式を交付するものとする。ただし、当該株式数の算 出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを

31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期 取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額とす る。

「<u>D種</u>最終配当金額」とは、(i)取得目が201<u>9</u>年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値に1.5%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額、又は、(ii)取得日が2019年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365日)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)で特定された金額からは、かかる<u>D種</u>最終配当金額が計算される事業年度において支払われた全ての<u>D種優先</u>中間配当金額が差し引かれるものとする。

「D種早期取得費」とは、(i)D種清算価値に、(ii) D種発行日スワップ・レートから取得日の5東京営業 日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファ レンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスク リーン17143ページ(又はその承継ページ)に表示され る、取得日から201<u>9年3月31日までの期間(以下、</u>本 項において「取得費計算期間」という。)に対応する スワップ・レート<u>(当日の東京時間午前10時現在の当</u> 該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レ トを取得できる直前の東京営業日における当該レ トとする。)(取得日が2018年4月1日以降の場合に は、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間 午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バン ク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))とし て、Telerate Systemsスクリーン3750ページ(又はそ の承継ページ)に表示される、取得費用計算期間に対 応する数値とする。)(対応する期間がない場合は線形 かかる計算の結果が0以下の場合には、当該計算によ って得られた率は0とする。)を乗じた額に、(iii)取 得日から201<u>9</u>年3月31日(同日を含む。)までの実日数 を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。 なお、D種優先株式取得価格、D種最終配当金額及び D種早期取得費は円位未満小数第4位まで算出し、そ の小数第4位を四捨五入する。

② (現行のとおり)

(株主による取得請求権)

- 11. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株主は、D種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。
- ② 前号にかかる取得価格は、1株につき当該請求によって行われるD種優先株式の取得日に有効なD種優先株式取得価格に相当する額とする。

(削除)

切り捨て、現金による調整を行わない。

③ 第1号(ii)によりD種優先株式が当会社により取得され当該取得と引換えに金銭が交付される場合には、当該D種優先株式の取得と引換えに請求期間満了後16営業日以内で当会社の取締役会で定める日におけるD種優先株式取得価格相当額の金銭が交付されるものとする。この場合、取得請求されたD種優先株式の一部について金銭の交付をするときは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式(端数について出選)により行い、金銭の交付がなされない部分については、当該取得と引換えに前号に従って算出される数の普通株式が交付されるものとする。

12. (省略)

# 第12条の3(G種優先株式)

(省略)

1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事 業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されて いるG種優先株主又はG種優先登録株式質権者に対 し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録 されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B 種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当 会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただ し、D種優先株式及びH種優先株式を除く。以下、上 記普通株式、ならびにD種優先株式及びH種優先株式 を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する 株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の 登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の 期末配当(以下「G種優先配当金」という。)を行う。 ただし、本条第4項に定めるG種優先中間配当金が支 払われた場合には、本号のG種優先配当金の支払い は、G種優先中間配当金を差し引いた額による。

② (省略)

2. ~5. (省略)

(議決権)

- 6. G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配 当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないとき は当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受け る旨の議案が定時株主総会において否決されたとき は当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払い を受ける旨の決議がなされるときまでG種優先株式 500株あたり1議決権を有する。
- 7. (省略)

(G種優先株式の取得)

- 8. 当会社は、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降</u>いつでも、G種優先株式を取得することができる。
- 9. ~10. (省略)

(金銭を対価とする取得条項)

- 11. 当会社は、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降</u>いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。
  - 「G種優先株式取得価格」とは、(i)G種清算価値、(ii)G種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。

「G種最終配当金額」とは、(i)取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から額取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額を1、までの日数で日割計算した金額を1、までは、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

12. (現行のとおり) 第12条の3 (G種優先株式)

(現行のとおり)

- 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事 業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されてい るG種優先<u>株式を有する</u>株主(以下「G種優先株主」と いう。)又はG種優先株式の登録株式質権者(以下「G 種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度 末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通 株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若し くはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するそ の他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及び H種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびに D種優先株式及びH種優先株式を除く種類株式を総称 して「G種優先株式に劣後する株式」という。)を有す る株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立 ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「G種優 先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定 めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、本号 のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を 差し引いた額による。
- ② (現行のとおり)
- 2. ~5. (現行のとおり)

(議決権)

- 6. G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配 当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは 当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける 旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当 該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受 ける旨の決議がなされるときまでG種優先株式100株 あたり1議決権を有する。
- 7. (現行のとおり) (G種優先株式の取得)
- 8. 当会社は、いつでも、G種優先株式を取得することができる。
- 9. ~10. (現行のとおり)

(金銭を対価とする取得条項)

- 11. 当会社は、いつでも(ただし、2013年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、G種優先株主及びG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。
  - 「G種優先株式取得価格」とは、(i)G種清算価値、(ii)G種最終配当金額(以下に定義)、及び(iii)2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。

「G種最終配当金額」とは、(i)取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「G種早期取得費」とは、(i)G種清算価値に、(ii) G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営 業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワッ プ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ペー ジ)に表示される、取得日から2015年3月31日までの 期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10 時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合に は、当該レートを取得できる直前の東京営業日におけ る当該レートとする。) (ただし、取得日が2014年4月 1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日 前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロン ドン・インター・バンク・オファード・レート(円 LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリ -ン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、 取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いず れの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計 算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計 算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得ら れた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から 2015年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、 365で除して得られた額に相当する金額とする。ただ し、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG 種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出 し、その小数第4位を四捨五入する。

(省略)

(金銭を対価とする取得請求権)

- 12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。
- ② (省略)13. (省略)

第12条の4 (H種優先株式)

(省略)

(H種優先配当金)

- 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事 業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されて いる日種優先株主又は日種優先登録株式質権者に対 し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録 されている普通株主若しくは普通登録株式質権者、B 種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又は当 会社の発行するその他のいかなる種類の株式(ただ し、D種優先株式及びG種優先株式を除く。以下、上 記普通株式、ならびにD種優先株式及びG種優先株式 を除く種類株式を総称して「H種優先株式に劣後する 株式」という。)を有する株主若しくはかかる株式の 登録株式質権者に先立ち、本項第2号に定める金額の 期末配当(以下「H種優先配当金」という。)を行う。 ただし、本条第4項に定めるH種優先中間配当金が支 払われた場合には、本号のH種優先配当金の支払い は、H種優先中間配当金を差し引いた額による。
- ② (省略)
- 2. ~5. (省略)

(議決権)

- 6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配 当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないとき は当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受け る旨の議案が定時株主総会において否決されたとき は当該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払い を受ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式 500株当たり1議決権を有する。
- 7. (省略)

(H種優先株式の取得)

- 8. 当会社は、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降</u>いつでも、H種優先株式を取得することができる。
- 9. ~10. (省略)

(金銭を対価とする取得条項)

11. 当会社は、<u>D種優先株式の発行済み株式総数が0となった日以降</u>いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以

#### 変更定款案

「G種早期取得費」とは、(i)G種清算価値に、(ii) G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営 業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワッ プ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ペー ジ)に表示される、取得日から2015年3月31日までの 期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10 時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合に は、当該レートを取得できる直前の東京営業日におけ る当該レートとする。)(ただし、取得日が2014年4月 1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日 前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロン ドン・インター・バンク・オファード・レート(円 LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリ -ン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、 取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いず れの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計 算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計 算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得ら れた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から 2015年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、 365で除して得られた額に相当する金額とする。ただ し、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額及びG 種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出 し、その小数第4位を四捨五入する。

② (現行のとおり)

(金銭を対価とする取得請求権)

- 12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。
- ② (現行のとおり) 13. (現行のとおり)

第12条の4(H種優先株式)

(現行のとおり)

(H種優先配当金)

- 1. 当会社は、第36条に定める期末配当を行う場合、毎事 業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されてい るH種優先<u>株式を有する</u>株主(以下「H種優先株主」 <u>)</u>又はH種優先株式の登録株式質権者(以下「H 種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度 末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている普通 株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若し くはB種優先登録株式質権者又は当会社の発行するそ の他のいかなる種類の株式(ただし、D種優先株式及び G種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびに D種優先株式及びG種優先株式を除く種類株式を総称 して「H種優先株式に劣後する株式」という。)を有す る株主若しくはかかる株式の登録株式質権者に先立 ち、本項第2号に定める金額の期末配当(以下「H種優 先配当金」という。)を行う。ただし、本条第4項に定 めるH種優先中間配当金が支払われた場合には、本号 のH種優先配当金の支払いは、H種優先中間配当金を 差し引いた額による。
- ② (現行のとおり)
- 2. ~5 (現行のとおり)

(議決権)

- 6. H種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。 ただし、H種優先株主は、定時株主総会にH種優先配 当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは 当該総会の時から、H種優先配当金の支払いを受ける 旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当 該総会の終結の時から、H種優先配当金の支払いを受 ける旨の決議がなされるときまでH種優先株式100株 当たり1議決権を有する。
- 7. (現行のとおり) (H種優先株式の取得)
- 8. 当会社は、いつでも、H種優先株式を取得することができる。
- 9. ~10. (現行のとおり)

(金銭を対価とする取得条項)

11. 当会社は、いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会の決議により定める日(以下、本項において「取得日」という。)をもって、H種優先

下、本項において「取得日」という。)をもって、H 種優先株主及びH種優先登録株式質権者に対して35 日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みH 種優先株式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換 えにH種優先株式1株につき、H種優先株式取得価格 (以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。

「H種優先株式取得価格」とは、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額、及び(ii)2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。

「H種最終配当金額」とは、(i)取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「H種早期取得費」とは、(i)H種清算価値に、(ii) H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営 業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワッ プ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ペ ジ)に表示される、取得日から2016年3月31日までの 期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10 時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合に は、当該レートを取得できる直前の東京営業日におけ る当該レートとする。)(ただし、取得日が2015年4月 1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日 前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロン ドン・インター・バンク・オファード・レート(円 LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリ ーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、 取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いず れの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計 算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計 算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得ら れた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から 2016年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ 365で除して得られた額に相当する金額とする。ただ し、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH 種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出 し、その小数第4位を四捨五入する。

(省略)

(金銭を対価とする取得請求権)

12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0となった時以降、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。

② (省略)

13. (省略)

## 第12条の5(優先順位)

D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとし、D種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はG種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(新設)

(新設)

(新設)

## 変更定款案

株主及びH種優先登録株式質権者に対して35日以上90 日以内に事前通知を行った上で、発行済みH種優先株 式の全部又は一部を取得し、当該取得と引換えにH種 優先株式1株につき、H種優先株式取得価格(以下に定 義)相当額の金銭を交付することができる。

「H種優先株式取得価格」とは、(i)H種清算価値、(ii)H種最終配当金額、及び(iii)2016年3月31日以前に取得が行われる場合においては、H種早期取得費を合計した額に相当する額を意味する。

「H種最終配当金額」とは、(i)取得日が2016年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、又は(ii)取得日が2016年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、H種清算価値にその時点で有効なH種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)又は(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われた全てのH種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「H種早期取得費」とは、(i)H種清算価値に、(ii) H種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営 業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワッ プ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17143ページ(又はその承継ペ ジ)に表示される、取得日から2016年3月31日までの 期間(以下、本項において「取得費計算期間」という。) に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10 時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合に は、当該レートを取得できる直前の東京営業日におけ る当該レートとする。)(ただし、取得日が2015年4月 1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日 前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロン ドン・インター・バンク・オファード・レート(円 LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリ ーン3750ページ(又はその承継ページ)に表示される、 取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いず れの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計 算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計 算の結果が0以下の場合には、当該計算によって得ら れた率を0とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から 2016年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、 365で除して得られた額に相当する金額とする。ただ し、H種優先株式取得価格、H種最終配当金額及びH 種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出 し、その小数第4位を四捨五入する。

② (現行のとおり)

(金銭を対価とする取得請求権)

12. 株式会社新生銀行ならびにその子会社及び関係会社により合計で当会社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、H種優先株主は、H種優先株式の全部を当会社が取得するよう、当会社に対し請求することができる。

② (現行のとおり)

13. (現行のとおり)

## 第12条の5(優先順位)

D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位はB種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位に優先するものとする。D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

附則

第1条 第8条、第12条の2第5項第1号、第12条の3第6項及 び第12条の4第6項の変更は、平成24年7月1日に効力 を生せるものとする

<u>を生ずるものとする。</u> 第2条 本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。